AI米企業に共同通信など抗議

共同加盟48社、抗議声明

本紙など、是正を要求

京都新聞社など共同通信に加盟する48社が1日、米国の生成人工知能（AI）事業者パープレキシティに対し行動の是正を求める連名の声明を出した。共同通信のパープレキシティに対する抗議書を受けてまとめた。抗議書と声明は、共同通信が一括してパープレキシティに送った。

声明は、パープレキシティの記事無断使用について「明確な著作権の侵害であり、ジャーナリズムの基盤を根本から揺るがすものとして、看過できない」と指摘。

「正確で公正な報道の継続には多大な時間と資源を投じており、コンテンツへのただ乗りを許せば、取材体制を維持していくことは困難」として、違法な記事利用の即時停止と、対価の支払いを含めた適切な行動を取るよう求めている。共同通信の抗議書は、ニュースサイト「47NEWS」掲載の配信記事の無断使用を即時停止し、損害を賠償することなどを求めている。

共同通信加盟社の声明全文

米国の生成AI事業者「パープレキシティ」による報道機関の記事の無断収集・利用行為は、明確な著作権の侵害であり、ジャーナリズムの基盤を根本から揺るがすものとして、看過できません。

わたしたちの地域に根差した報道は、多くの人の知る権利に応え、社会を支えてきました。正確で公正な報道の継続には多大な時間と資源を投じており、パープレキシティのようなコンテンツへのフリーライド（ただ乗り）を許せば、取材体制を維持していくことは困難となります。またパープレキシティ社が表示した生成物は、内容と誤りを多数含んでおり、報道機関が長年にわたって培ってきた信用を毀損（きそん）しています。

わたしたちは、パープレキシティ社に対して、違法な記事収集行為の即時停止と、過去の記事収集・利用行為の実態を説明し、対価を支払うなど適切な行動を取ることを求めます。

インサイド

記事「ただ乗り」強い懸念

共存の必要性、訴える声も

パープレキシティを巡る主な訴訟など

- 国内
  - 提訴
    - 読売新聞の東京、大阪、西部の3社
    - 朝日新聞社
    - 日本経済新聞社
  - 抗議書
    - 共同通信社
    - 産経新聞社
    - 毎日新聞社
  - 抗議声明
    - 共同通信加盟の48社
- 海外
  - 記事無断使用停止を要求
    - 米紙ウォールストリート・ジャーナルを傘下に持つニューズ・コーポレーション
  - 書簡送付
    - ニューヨーク・タイムズ
  - 記事提供契約
    - ワシントン・ポスト
    - CNNテレビ

生成人工知能（AI）を用いたインターネット検索に、国内外の報道機関が懸念を強めている。AIが利用者の質問に回答する際に、記事を無断で使う「ただ乗り」が横行しているためだ。一方、AI企業が対価を支払う動きもある。専門家は、報道機関とAI企業の共存に向けた対応が必要だと訴える。

「フリーライド（ただ乗り）は許容できない」。日本新聞協会の中村史郎会長（朝日新聞社会長）は11月、日本外国特派員協会で記者会見し、こう強調した。仕事や暮らしに浸透しつつある生成AIが、ジャーナリズムの「存」を左右しかねない重大テーマ」になっていると警鐘も鳴らした。

AI検索は「○○とは何ですか」といった利用者の質問に、AIが必要な情報をインターネット上で集め、まとめて答える。代表格の一つが米パープレキシティのサービスで、知りたいことを簡単に把握できる利点がある。

ただ回答のために記事を許諾なく収集・複製しているといった行為が問題視されている。AIの回答に満足し、利用者がサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」も広がっている。

こうした状況を受け、読売新聞の東京、大阪、西部の3本社は8月、損害賠償などを求めてパープレキシティを提訴。「正確な報道に負の影響をもたらし、民主主義の基盤を揺るがしかねない」と主張する。朝日新聞社と日本経済新聞社も同様の訴訟を起こした。

AI検索への対応では、海外の報道機関が先行する。

米紙ウォールストリート・ジャーナルなどを傘下に持つニューズ・コーポレーションは昨秋、パープレキシティに記事の無断使用の停止や損害賠償の支払いを要求した。米メディアによると、ニューヨーク・タイムズも記事の無断使用をやめるよう書簡を送った。

一方、AI企業との連携を模索する動きも出ている。米紙ワシントン・ポストやCNNテレビは、パープレキシティの新たなサービスに記事を提供する契約を結んだ。利用料収入の約8割をメディア側に分配する仕組みという。

早稲田大の上野達弘教授（著作権法）は「望ましいのは、報道機関とAI企業が共存する未来だ」と指摘する。報道機関への対価の支払いに加え、記事の取り扱いを巡って両者が折り合える契約を結ぶことが重要になるとした。

対価支払うべき

明治大の今村哲也教授（知的財産法）の話　生成AIが出力した内容が、新聞記事と同じ内容か類似性が高い状態で利用者に生成文を送信しているのであれば著作権を侵害しているとみなされる可能性が高い。また生成文には間違いが含まれていることもあるため、社会に正しい情報が伝わらなくなる恐れがある。記事は新聞社がコストと努力をかけて作っている。AI事業者が記事を利用するのであれば、新聞社に対価を支払う必要がある。

共同通信の抗議書要旨

共同通信が1日発表した、パープレキシティへの抗議書の要旨は以下の通り。

生成人工知能（AI）を活用した検索サービス「パープレキシティ」で、共同通信の配信記事が無断で複製・利用されている事実が確認された。共同通信傘下加盟新聞社の記事が掲載されているニュースサイト「47NEWS」に2024年8月から約1年間、計数十万回のアクセスが繰り返されている。共同通信に著作権のある記事を許諾なく収集・複製し、ユーザーへの回答生成に利用するのは明らかな著作権法違反行為だ。

また、パープレキシティは共同通信の社名や記事を表示しながら、記事内容と異なる虚偽情報を表示している。共同通信の信頼やブランド価値を傷つけるもので、不正競争防止法の不正競争行為に該当する。

共同通信はパープレキシティに①配信記事の即時利用停止②収集した記事の全件開示③記事収集に関する全情報の開示④無断利用に対する損害賠償―を要求する。

個人など随時利用

本社HPから申し込み

スクショなどSNS転載不可

新聞記事や写真を個人的に自費出版に利用したり、自治会の会報に転載したり、会社のホームページに掲載したい―。

京都新聞に掲載された記事などについて、随時、資料化や個人への利用について、お問い合わせを受けることがあります。

この場合は、担当のメディア局知財センターに、利用申請してください。京都新聞社のホームページの「記事・写真・動画等の利用方法」の申請フォームや、申請書をダウンロードしてファクスから可能です。

申請を受け付け後、利用を希望した記事などの著作権者の確認や、提供可能か記事の種類を審査します。申請時に記入されたメールアドレス宛てに、利用にあたっての注意事項など諸条件を送信します。

申請者から諸条件に同意する返信を受け、知財センターから利用許諾をお知らせします。利用は原則有償ですが、無償と判断する場合もあります。

お問い合わせには、インスタグラムやフェイスブックなどの交流サイト（SNS）での記事や紙面の転載希望がありますが、拡散性が高く、第三者による流用や改ざんの可能性があるため、利用は認めておりません。

一方、個人的に楽しむ場合の新聞記事の私的複製や家族間などでく限られた範囲内での複製共有は、利用申請の必要はありません。

適正利用で記事を活用

著作権の侵害は無断の無償利用であり、時間や手間、費用をかけて著作物を生み出す事業者や個人に損害を与えます。言論の自由や表現の自由を脅かすものとなり、文化や生活の発展を妨げます。

しかし、知的財産である著作物を有効に利用しない手はありません。正しく利用すれば、日常に生かせたり、職場で知識を共有することで問題解決につながることがあります。

ぜひ、京都新聞の記事をお役立てください。

お問い合わせは京都新聞社知財センター☎075(241)6140

京都新聞から―

記事・写真利用は申請必要

京都新聞のクリッピング4種類

- ■紙面から記事を切り抜きコピー
  「紙→紙」に複製して職場配布
- ■記事の複製を社内LANで閲覧
  「紙→イントラネット」
- ■電子紙面の個別記事を紙にコピー
  「紙面ビューア→紙」
- ■電子紙面の個別記事を社内LANで
  「紙面ビューア→イントラネット」

クリッピング契約の手順

■月間記事5本以上利用の場合■

「JRRC」のホームページ
https://jrrc.or.jp/

「新聞クリッピング契約の申込み」

「クリッピングお申込みはこちら」

社名一覧の「京都新聞」を選ぶ
（利用方法・料金・順守事項）

「見積内容の入力へ」＝利用内容記入

「メールアドレス認証へ」

「見積依頼」

京都新聞社受理後に見積確定

契約完了後、年間利用可能に

新聞紙を無断でコピーして配布することは、原則、著作権侵害に当たります。クリッピング契約などの申請が必要です

記事や写真などの著作物を法人などの組織、個人が利用するにはどうすればよいでしょうか。京都新聞社に寄せられたお問い合わせから、利用方法を紹介します。

職場で購読している新聞に掲載された記事や写真などを切り抜いて、回し読みしても問題はありません。

しかし、無断で紙面を紙にコピーしたり、スキャンや写真に撮って画像化して保存したり、インターネット上の記事を複写し、職場や外部と回覧したりすることは著作権を侵害することになります。著作物の利用には、著作権者の許諾が必要です。

京都新聞社では、官公庁や企業などの組織向けに、電子紙面を含めて購読している京都新聞に掲載された記事を複製して、

法人での頻繁な活用の場合

年間利用は契約を

契約による上限まで、職場で回覧できるクリッピング契約（年間契約）を用意しております。

業務委託している公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の ホームページから、簡単に見積書請求から契約まで行えます。地方紙などの加盟する共同通信社配信の掲載記事も、利用項目を選択すると複製利用できます。

契約は、記事利用量で二つに分かれます。

まず、月間に記事5本以上を複製して組織全体で共有する場合は、京都新聞社とのクリッピング契約になります。ホームページの項目「新聞クリッピング契約の申込み」から「クリッピングお申込みはこちら」へ進み、新聞社一覧の中から「京都新聞社」を選び、お手続きしてください。

複製記事の配布部数（利用端末台数）の数量を変えることで、利用料金の試算も可能です。

記事の利用方法は、次の4種類があります。

新聞紙面から①紙にコピーする「紙→紙」②紙面のスキャンデータを社内イントラネットで閲覧する「紙→イントラネット」

（公開可能期間は2週間）

法人向けデジタルサービスの利用で、③電子紙面の個別記事から紙に複製する「紙面ビューア→紙」（申し込み事業所内で配布に限る）④電子紙面から個別記事を複製して、社内イントラネットで利用する「紙面ビューア→イントラネット」（公開可能期間2週間）。

一方で、月間に記事4本以下で少量部数の複製利用の場合は、JRRCとの契約になります。

ホームページの「使用料報告」から「複製利用許諾システム「諾」」へ進み、「はじめてご利用の方」からお手続きください。

利用の詳細は、利用者数や複製部数などによりますので、JRRCのホームページをご確認ください。

お問い合わせ・申し込みホームページ

JRRC（日本複製権センター）
https://jrrc.or.jp/

JRRC（日本複製権センター）
新聞、雑誌、学術論文、書籍、写真、美術、文芸などの複製権などを管理する公益社団法人。会員団体は地方紙や全国紙などの68社が加盟する新聞著作権協議会など。著作物の適正な複写・複製利用へ啓発活動も手掛ける。